

改正

平成31年3月27日告示第10号

令和4年7月1日告示第47号

佐久穂町創業支援等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内での創業を促進し、町内経済の活性化を図るとともに、意欲ある創業者が創業時に必要な初期費用を補助することで創業者の資金負担を軽減し、創業及び創業後の成長を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、創業、創業者、中小企業者、事業所、特定創業支援等事業、第二創業及び第二創業者の用語の意義は、それぞれ産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する創業者又は第二創業者であること。

- ア 個人事業主として町内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、町内に住所を有し、又は有することを予定している者
- イ 町内に本店を置く会社を設立することを予定している個人
- ウ 町内に本店を置き、又は町内に本店を移すことを予定している法人

(2) 中小企業者又は中小企業となることを予定している者であること。

(3) 特定創業支援等事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。

(4) 町及び他の自治体に対して納税義務のある税、料金を完納していること。

(5) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が過去にこの告示に基づく補助金を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
 - イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業（前条に規定する第二創業は除く。）
 - ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - エ 病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等の業種に属する事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率等は、次のとおりとする。

対象事業	補助要件	補助率等
家賃支援事業	町内の空き店舗又は空き家を1年以上の賃貸借契約を結んで新たに事業を行い、町長が補助対象事業として適当と認めるもの。ただし、佐久穂町商工会の推薦を受けていること。	空き店舗又は空き家に係る賃借料の3分の1以内とし、1か月当たりの限度額は3万円とする。ただし、創業の日から5年間を限度とする。
改修費支援事業	町内の空き店舗又は空き家で事業を営む場合の事業所等の改修に要する経費。ただし、佐久穂町商工会の推薦を受けていること。	改修に要する経費の2分の1以内とし、1回限り30万円を上限とする。
初期投資支援事業	新規で店舗等を建設し創業する場合の設備等の導入に係る経費とし、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第4号に規定する償却資産を対象とする。ただし、佐久穂町商工会の推薦を受けてい	設備等の導入に要する経費の2分の1以内とし、1回限り30万円を上限とする。

	ること。	
--	------	--

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者と空き店舗又は空き家の賃貸人又は譲渡人の関係が次の場合は対象としない。

- (1) 補助対象者又は補助対象者が経営する会社の役員若しくは従業員が賃貸人又は譲渡人である場合
- (2) 補助対象者が、賃貸人又は譲渡人の経営する会社の役員又は従業員である場合
- (3) 補助対象者が、賃貸人又は譲渡人との資本関係において50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合
- (4) 空き店舗又は空き家の賃貸人又は譲渡人が補助対象者の2親等以内の親族である場合
- (5) 市場価格に比べ賃借料又は改修費が著しく高額である場合
(補助金の交付要件)

第5条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、各補助対象事業につき1回に限り交付する。

- (1) 創業予定者及び創業から5年以内の者で、補助金申請の年度内又は交付確定後2か月以内に営業を開始すること。
- (2) 5年以上継続して事業を行う予定であること。
- (3) 法第2条第31項に規定される特定創業支援等事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。
- (4) 佐久穂町商工会へ加入すること。
- (5) この告示の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 国や県における同様の創業支援に関する補助金を受けたときは、当該補助金を受けた年度以降に申請することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、佐久穂町創業支援等事業補助金交付申請書(様式1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書又は事業計画書
- (2) 賃貸借契約書の写し(家賃支援事業のみ)
- (3) 改修に係る見積書(改修費支援事業のみ)
- (4) 当該事務所の位置図

- (5) 開業等の届出書の写し又はそれに類するもの及び住民票（個人の場合）
 - (6) 法人の登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）
 - (7) 納税証明書
 - (8) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第1号の2）
 - (9) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（証明を受けた者）（様式第1号の3）
 - (10) 法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し（開業後申請する場合）
 - (11) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐久穂町創業支援等事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）を交付して通知する。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を完了したときは、佐久穂町創業支援等事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の実施状況が確認できる書類（パンフレット、写真等）
- (3) 対象経費の支払が確認できる書類（領収書又は振込明細書及び金額の内訳・積算根拠が確認できる見積書又は契約書の写し）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 町長は、前条による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、佐久穂町創業支援等事業補助金確定通知書（様式第4号）を交付して通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助対象者は、前条による補助金確定通知書を受理したときには、速やかに佐久穂町創業支援等事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この告示及び町長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第10号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

佐久穂町創業支援等事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

申請者
 住所
 氏名
 電話番号

佐久穂町創業支援等事業補助金交付要綱に基づく補助を受けたいので、佐久穂町創業支援等事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

また、補助事業を受けた後は、補助金申請の年度以内又は交付確定後2か月以内に速やかに営業を開始し、継続して事業を推進することを宣誓します。

なお、貴殿が取得した私の氏名、住所及び創業に関する計画等の情報について、町の創業支援計画に基づく、創業支援者(商工会・金融機関・信用保証協会・商業関係者・農業関係者)に提供することについて同意します。

記

1 事業の概要	
2 申請事業	①家賃支援事業 ②改修費支援事業 ③初期投資支援事業
3 補助対象経費	金 _____ 円
4 補助金交付申請額	金 _____ 円 (上限額:①月3万円、②③30万円)
5 補助対象事業 完了予定日	年 月 日
6 添付書類	(1) 創業計画書又は事業計画書 (2) 賃貸借契約書の写し(家賃支援事業のみ) (3) 改修、設備等導入に係る見積書(改修費支援事業、初期投資支援事業) (4) 当該事務所の位置図 (5) 個人の場合は、開業等の届出書の写し又はそれに類するもの及び住民票 (6) 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款の写し (7) 納税証明書 (8) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第1号の2) (9) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明(証明を受けた者)(様式第1号の3) (10) 開業後申請する場合は法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し (11) その他町長が必要と認める書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、佐久穂町が警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が佐久穂町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐久穂町長 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日 (男・女)

様式第1号の3 (第6条関係)
様式第1号の3 (第6条関係)

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項
の規定による証明に関する申請書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

住 所
電話番号
申請者氏名
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第
2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下
記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地
・商号(屋号)
・本店所在地
3. 設立する会社の資本金の額 万円(会社の場合)
4. 事業の業種、内容
5. 事業の開始時期 年 月 日

証明日 年 月 日

佐久穂町長 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人
かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

年 月 日
佐久穂町

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

佐久穂町創業支援等事業補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

住所

氏名

様

佐久穂町長

印

年 月 日付で交付申請のあった佐久穂町創業支援等事業補助金について、下記のとおり決定したので、佐久穂町創業支援等事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金対象事業名

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 事業所の所在地

4 補助事業者の名称

5 不交付の理由

佐久穂町創業支援等事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

申請者

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、佐久穂町創業支援等事業補助金について、佐久穂町創業支援等事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の概要	所在地	佐久穂町
	事業所名	
	業種	
2 申請事業	①家賃支援事業 ②改修費支援事業 ③初期投資支援事業	
3 補助対象経費	金 _____ 円	
4 補助金額	金 _____ 円	
5 事業開始年月日	年 月 日	
6 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 補助事業の実施状況が確認できる書類(パンフレット、写真等) (3) 対象経費の支払が確認できる書類(領収書又は振込明細書及び金額の内訳・積算根拠が確認できる見積書又は契約書の写し) (4) その他町長が必要と認める書類	

佐久穂町創業支援等事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請者

住所

氏名

様

佐久穂町長

印

年 月 日付で実績報告のあった佐久穂町創業支援等事業補助金について、下記のとおり確定したので、佐久穂町創業支援事業等補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金対象事業名

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

佐久穂町創業支援等事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

請求者

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった佐久穂町創業支援等事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金対象事業名	
2 補助金請求額	金 _____ 円

3 振込先金融機関	金融機関名	
	支店名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	()